**薩摩川内市男女共同参画出前講座実施要項**

**１　目的**

女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合

いつつ、社会のあらゆる分野において性別に関わりなく、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会づくりの実現に向けて、市内の事業所及び各種団体等を対象に、男女共同参画に関する学習の場を提供することにより、受講者が男女共同参画の必要性を理解し、実践していくきっかけとすることを目的とする。

**２　実施対象団体**

参加者が１０名以上見込める市内の事業所及び各種団体（地区コミュニティ協議会、

学校、PTA、サークル等）とする。

**３　講座内容（テーマ）**

男女共同参画社会づくりに関する講座で、内容は市と出前講座を希望する団体（以

下「申込団体」という。）で協議して決定する。

【講座テーマの例】

・ 一人ひとりの人権が尊重された支え合える地域づくり

・自分らしく生きるために

・男女共同参画とメディア・リテラシー

・自己肯定感を育む性教育

・子どもの人権が尊重され、子どもへの暴力のない社会をめざして

・男女ともに働きやすい職場づくり

・その他、男女共同参画に関するもの

**４　実施時間及び場所**

⑴　講座時間は、概ね６０分～１２０分までとする。

⑵ 会場の手配や準備は、申込団体側で行う。

**５　講師及び講師料**

⑴　市は、薩摩川内市男女共同参画女性人材バンクに登録されている者、又は、テ

ーマに沿った男女共同参画社会づくりに知見を有する者の中から講師を派遣する。

⑵ 講師に係る費用は、市が負担する。

⑶　有償の資料や会場等に係る経費は、申込団体が負担するものとする。

**６　出前講座の申込**

⑴ 申込団体は、講座開催の１ヶ月前までに男女共同参画講座実施申込書（様式第１号）を提出する。

⑵ 市は、実施可否等について調整を行い、申込団体へ通知する。

**７　実施報告**

申込団体は、講座終了後１０日以内に男女共同参画講座実施報告書（様式第２号）

を提出しなければならない。

**８　事務局**

　　出前講座実施に係る事務は、コミュニティ課で行う。